

熊谷市告示（乙）第79号

熊谷市営住宅条例（平成17年条例第221号）に基づく熊谷市営住宅の家賃及び駐車場の使用料の収納事務に関しては、地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり私人に委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和7年4月3日

熊谷市長 小林 哲也



1. 収納事務を委託する期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

2. 収納事務を行う者

さいたま市浦和区仲町3丁目12番10号

埼玉県住宅供給公社

理事長 庄 司 健 吾